

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鴻巣市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。